

愛和病院

院内感染対策指針

愛和病院 院内感染対策指針

第1 趣旨

愛和病院における院内感染予防対策及び院内感染発生時の対応等における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として定めたものである

第2 院内感染対策に関する基本的考え方

全ての患者に対しての感染対策（血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚は感染の可能性がある対象として対応する＝標準予防策）および感染経路別予防策を実践する事により、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させる

第3 組織

院内感染発生時の迅速な対応策、及び院内感染の対策・予防を図るため次の組織を設置する

1. 感染対策委員会

1) 所掌業務

- (1) 院内感染予防対策に関すること
- (2) 院内感染の調査及び自己対策に関すること
- (3) 職場の感染予防対策にあたっての指導、助言に関すること
- (4) 院内感染制御チーム（ICT）の会議結果の審議に関すること
- (5) 院内感染対策マニュアルに関すること
- (6) その他の院内感染に関すること

2) 感染対策委員会の開催

- (1) 毎月1回開催する
また必要な場合、委員長は臨時感染対策委員会を開催する事ができる
- (2) 感染対策委員会は、病院長を委員長とし、委員を任命し組織する

2. 院内感染制御チーム（ICT）

1) 所掌業務

- (1) 週1回の院内巡回
- (2) 院内感染患者の把握
- (3) 院内感染情報の収集及び広報に関すること
- (4) 感染対策委員会への報告と検討
- (5) 滅菌・消毒・清掃に関すること
- (6) 職員への教育
- (7) その他院内感染に関すること

2) 院内感染制御チーム (ICT) の開催

- (1) 1ヶ月に1回開催する
- (2) 院内感染制御チームは、感染対策委員長が任命したリーダーおよび委員（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職等）で組織する
- (3) 院内感染制御チームは、機動力を発揮して、未然に院内感染を防ぐ事を目的にした実働部隊である

第4 感染予防対策のための教育・研修・連携

医療従事者は感染対策について意識を高く持っていなければ、院内感染予防対策を徹底する事はできない

患者及び医療従事者の感染リスクを最小限にするため、院内感染管理の基本的考え方および具体的方策について、職員に対して以下のとおり教育・研修を行う

- 1) 就職時研修の実施および全職員を対象とした継続研修を年2回程度行う
- 2) 院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、院内感染対策に関する教育、研修を行う
- 3) 研修欠席者には、院内掲示を行う

【医療機関連携】

感染を防止する観点から医療機関間・行政等との連携を行う

- 1) 年4回以上、加算1の医療機関が主催するカンファレンスに参加
- 2) 新興感染症を想定した訓練への参加
- 3) 新興感染症の発生時等に都道府県の要請を受けて感染症患者又は疑い患者を受け入れる体制、もしくは発熱患者の診療等の体制を確立し自治体のHPで公開する

第5 感染症の発生状況報告に関する事項

院内感染の定義

病院内に感染源があり入院後48時間以上経過し原疾患とは別に感染した感染症をさし、医療従事者が感染し発病した場合も院内感染とする

- 1) 当院の細菌検査結果や感染報告書などから微生物の検出状況を把握し、院内感染対策委員会及び院内感染防止対策チームに報告する
- 2) 対象限定のサーベイランスを実施及び感染対策への活用

第6 院内感染集団発生時の対応

院内感染発生が疑われる場合には院内感染制御チームが情報収集を行い迅速に特定し対応する必要に応じ臨時感染対策委員会を召集し感染経路の遮断及び拡大防止に努めるなお各部署の所属長は現状を把握し、院長または院内感染対策委員長の指示のもとに更に必要な対策を講じる

第7 その他院内感染防止対策推進のため必要な事項

職員に院内感染対策を周知するため、院内感染対策マニュアルを感染対策委員及び病棟・外来・各所属に配布する

一般住民に対しては、院内感染指針をホームページで公開する

第8 患者様への情報提供と説明

- 1、院内感染対策に対する考え方を周知するため、本指針をホームページに掲載し公開すると共に、患者様相談窓口（ハートカウンター）に閲覧できるよう配置
- 2、疾病の説明とともに感染防止の基本について（手洗い・マスクの使用等）も説明し理解を得た上で協力を求める

(附則) この指針は、平成23年4月1日より施行する
この指針は、平成24年4月1日より改正する
この指針は、平成25年4月1日より改正する
この指針は、平成26年4月1日より改正する
この指針は、平成27年4月1日より改正する
この指針は、平成28年4月1日より改正する
この指針は、平成29年4月1日より改正する
この指針は、平成30年4月1日より改正する
この指針は、令和元年7月1日より改正する
この指針は、令和5年2月1日より改正する